

賛助会員規約

- 1 名称 本会の名称は「おんたけ休暇村フレンドクラブ」とします。
- 2 目的 本会は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「当財団」という。）を支援する個人及び法人がおんたけ休暇村の利用を促進することを通じて、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。
- 3 会員資格 賛助会員（以下、「会員」という）は、本規約を承認のうえ、当財団に入会を申し込み、所定の手続きを完了された方をいいます。なお、未成年者の場合は保護者の同意書が必要です。
- 4 会費 年会費は個人会員1口（3千円）から、法人会員1口（3万円）からで、入会金は無料です。
- 5 入会及び退会
 - (1) 入会を希望する方は、所定の申込書に必要事項を記入し当財団に提出して下さい。
 - (2) 所定の手続きが完了し、入金確認後、会員証の発行をいたします。なお、E-mail、FAXからお申込みいただいた場合は、後日ご自宅又は、法人所在地に送付します。
 - (3) 年会費が現金、振込により入金確認できた時点より会員といたします。
 - (4) 複数の会員として登録することはできません。また、会員証のご利用は、会員本人に限ります。他人に譲渡・貸与することはできません。
 - (5) 退会を希望される方は、その旨当財団に連絡することにより退会できます。
 - (6) 退会される場合は、いかなる理由があっても納入された会費は返金できません。
- 6 会員証と有効期限
 - (1) 会員の期限は1年間とし、年会費入金日から翌年当該月末日までです。有効期限を過ぎたポイントは失効します。また、その他の会員特典も受けられなくなります。ただし、会員期間の更新をされた方は、ポイントは引き継がれ、その他の会員特典も受けられます。
 - (2) 会員証は自らの責任において管理するものとし、紛失・盗難による損失は会員の責任となり、当財団は一切責任を負わないものとします。会員証の紛失・盗難の場合は、会員本人であることを確認の上、会員証を再発行することができます。ただし、ポイントは失効することがあります。
 - (3) 利用当日会員証を忘れた場合、フロントへお申し出いただくと、ポイントの加算、会員特典が受けられます。
 - (4) 複数の会員のポイントをまとめることはできません。
 - (5) 会員証には、会員ナンバーを記載し管理いたします。

7 会員特典

(1) 個人会員特典

- ・セントラル・ロッジ宿泊料金（1泊2食）の10%割引
- ・セントラル・ロッジ売店（一部商品除く）5%割引
- ・レストラン（昼食）5%割引 ※割引による1円単位は切り捨てとします。
- ・会員向けにおんたけ休暇村のお得な情報をお知らせします
- ・会員限定特別企画ツアーの実施
- ・ポイントについては、10ポイントでセントラル・ロッジ宿泊券（1泊2食）しらかばコース、和室1名利用を進呈します。 ※次回からの宿泊に利用できますが、利用は、会員本人に限らせていただきます。また、特別室等利用希望の場合は差額料金が必要となります。（宿泊券利用時のポイント加算はありません。）
- ・ポイントの加算対象は、セントラル・ロッジ宿泊（1泊1ポイント）加算されます。なお、キャンプ場の宿泊は、ポイントの対象となりません。
- ・温泉施設（こもれびの湯）で入浴料金200円の割引があります。
※法人会員との特典の併用はできません。

(2) 法人会員特典

- ・当財団ホームページに賛助会員として、企業名又は団体名を掲載させていただきます
- ・法人会員の役員・従業員様に対し、セントラル・ロッジ宿泊料金（1泊2食）、売店（一部商品除く）、レストラン（昼食のみ）の5%の割引（勤務先等が証明できるものをお持ち下さい。） ※割引による1円単位は切り捨てとします。
- ・おんたけ休暇村商品券（1,000円分）を10枚進呈します。セントラル・ロッジ宿泊、売店、レストランで使用ができます。但し、1,000円以下の場合は、お釣りは出ませんのでご了承下さい。
- ・おんたけ休暇村のお得な情報提供
※個人会員との特典の併用はできません。

8 ポイントの管理 会員のポイントは、ポイントカードのみでの管理となりますので、紛失等された場合、ポイントは失効することがあります。

9 会員資格の喪失 会員が以下のいずれかに該当した場合、事前通告なしに会員資格を喪失します。同時にポイントは失効し、各種特典も終了します。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) その他当公社が会員として不適格であると判断した場合

10 個人情報 当財団は、入会の際に記入いただいた氏名・住所・電話番号等の個人情報を細心の注意を払い、管理した上で、以下の目的で利用します。

- (1) 会員向け情報誌の送付、宿泊プラン等各種ご案内の送付、ダイレクトメール等サービス向上を行うため。
 - (2) 会員に対して連絡する必要がある場合に連絡を行うため。
- 1 1 本規約の変更 本規約に定められた内容や運営方法は、予告なく変更、改定または廃止をする場合があります。
- 1 2 届出事項の変更 会員の氏名、住所、電話番号等登録情報に変更があった場合は、当財団またはおんたけ休暇村ホームページ上より変更手続きを行って下さい。

附則

この規約は、平成29年2月1日から実施します。

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 電話：0264-48-2111

ホームページ <http://www.ontake-kyukamura.net/>

メールアドレス info@ontake-kyukamura.net